

土木建築工事監督技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、土木・建築工事監督要綱第6条に基づいて、新発田市が発注する請負契約に係る監督の技術基準を定めることにより、監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

- 1 「監督」・・・契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- 2 「監督員」・・・総括監督員及び主任監督員を総称していう。
- 3 「監督の方法」・・・監督行為（指示・承諾・協議・通知・受理・確認・把握・立会）を総称していう。
 - 指示・・・監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - 承諾・・・契約図書で明示した事項で、請負者が監督員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により施工上の行為に同意することをいう。
 - 協議・・・書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し、結論をえることをいう。
 - 通知・・・監督員が請負者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - 受理・・・契約図書に基づき請負者の責任において監督員に提出された書面を監督員が受け取り、内容を把握することをいう。
 - 確認・・・契約図書に示された事項について、監督員が臨場もしくは請負者が提出した資料により、監督員がその内容について契約図書との適合を確かめ、請負者に対して認めることをいう。
 - 把握・・・監督員が臨場若しくは請負者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、請負者に対して認めるものではない。
 - 立会・・・契約図書に示された事項について、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。

(監督の実施)

第3条 監督員は以下の表の各項目について、技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

なお、関連図書及び条項の欄は下記のとおりとする。

約款・・・建設工事請負契約約款

標準・・・土木工事標準仕様書

適正化法・・・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

適正化指針・・・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
<p>1 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容の把握</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(3) 施工体制の把握</p> <p>(4) 約款及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等</p> <p>(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</p> <p>(6) 設計変更図面及び数量等の作成</p> <p>(7) 関連工事との調整</p> <p>(8) 工程把握及び工事促進指示</p> <p>(9) 工程変更協議の対象の確認</p>	<p>請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約履行上必要な事項について把握する。</p> <p>請負者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 請負者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙 1 により省略の可否について判断する。</p> <p>「施工体制台帳にかかる書類の提出に関する実施要項」及び「施工体制等確認要領」により、現場における施工体制の把握を行う。</p> <p>約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 （約款第 1 条第 3 項にかかるものは不要）</p> <p>契約約款第 1 8 条第 1 項の第 1 号から第 5 号までの事実を発見した時、または請負者から事実の確認を求められた時は直ちに調査を行い、その内容を確認し検討の上、必要により工事内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。</p> <p>前公の調査結果を請負者に通知する。</p> <p>一般的な変更設計図面及び数量について、請負者からの確認資料等をもとに作成する。</p> <p>関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を請負者に対し指示を行う。</p> <p>請負者から履行状況報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p> <p>約款第 1 5 条第 7 項、第 1 7 条第 1 項、第 1 8 条第 5 項、第 1 9 条、第 2 0 条、第 2 1 条、第 2 2 条第 1 項及び第 4 3 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知</p>	<p>標準 1 編 1-1-2 建 1.1.1</p> <p>標準 1 編 1-1-5 建 1.1.1</p> <p>適正化法第 1 4 条 適正化指針 4、(3)</p> <p>約款第 9 条 （監督員） 標準 1 編 1-1-7 建 1.1.22</p> <p>約款第 1 8 条</p> <p>約款第 1 9 条</p> <p>約款第 1 9 条 標準 1 篇 1-1-16</p> <p>約款第 2 条 標準 1 篇 1-1-30 建 1.1.7</p> <p>約款第 1 1 条 標準 1 篇 1-1-30</p> <p>標準 1 篇 1-1-17 建 1.1.10</p>

<p>(1 0) 契約事務担当者等への報告</p>	<p>契約事務に係る以下の事項について、検討結果等を契約事務担当者等へ報告する。</p>	
<p>1) 工事中止及び工期の延期の検討及び報告</p>	<p>工事の全部もしくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、必要書類を整理し報告する。</p> <p>請負者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、必要書類を整理し報告する。</p>	<p>約款第 1 5 条 約款第 1 7 ~ 2 0 条・第 4 4 条 約款第 2 1 条</p>
<p>2) 一般的な損害の調査</p>	<p>工事目的物等の損害については、原則として請負者の負担となるが、請負者から受注者の責に帰する旨の通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、必要書類を整理し報告する。</p>	<p>約款第 2 7 条</p>
<p>3) 天災その他不可抗力による損害の調査及び報告</p>	<p>天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査しなければならない。</p> <p>損害額の負担請求内容を審査し、必要書類を整理し報告する。</p>	<p>約款第 2 9 条 標準 1 篇 1-1-45 建 1.3.7 約款第 2 9 条</p>
<p>4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p>	<p>工事の施工にともない第 3 者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、必要書類を整理し報告する。</p>	<p>約款第 2 8 条</p>
<p>5) 部分使用の確認及び報告</p>	<p>部分使用を行う場合の品質及び出来高の確認を行い、検査の立会を行う。</p>	<p>約款第 3 4 条</p>
<p>6) 部分払い請求時の出来形の審査及び報告</p>	<p>部分払いの請求があった場合は、工事出来形内訳書の作成を行う。</p>	<p>約款第 3 8 条</p>
<p>7) 工事関係者に関する措置請求</p>	<p>現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者もしくは監理技術者または専門技術者その他下請人等が工事の施工又は管理について著しく不相当と認められる場合は、必要書類を整理して措置請求を行う。</p>	<p>約款第 1 2 条</p>
<p>8) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求</p>	<p>約款第 4 8 条及 ~ 第 5 0 条に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、必要書類を整備して措置請求を行う。</p> <p>請負者から契約の解除の通知を受けた時は、契約解除要件を確認し、報告する。</p> <p>契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査を行い、出来形調書を作成する。</p>	<p>約款第 4 8 ~ 5 0 条 約款 5 1 条 約款第 5 2 条</p>

<p>2 施工状況の確認等</p> <p>(1) 事前調査等</p> <p>(2) 指定材料の確認</p> <p>(3) 品質証明</p> <p>(4) 工事施工の立会</p> <p>(5) 工事施工状況の確認(段階確認)</p> <p>(6) 工事施工状況の把握</p> <p>(7) 建設副産物の適正化処理状況等の把握</p> <p>(8) 改造請求及び破壊による確認</p>	<p>下記事項の事前調査業務を行う。</p> <p>工事基準点の支指示 既設構造物の確認 支給(貸与)品の確認 事業損失防止家屋調査の立会 請負者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>工事区域用地の把握 その他必要な事項</p> <p>設計図書において、監督員の試験もしくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会のうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の試験、立会、又は確認を行う。</p> <p>別表1により、設計図書において事前に監督員の確認を受けるものと指定された材料の確認を行う。</p> <p>品質証明員が工事施工途中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出する(別紙 3) 品質証明員届の提出(別紙 4)</p> <p>設計図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。</p> <p>設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。</p> <p>主要な工種について、別表3に基づき適宜臨場等により把握を行う。</p> <p>建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理表(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>また建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、請負者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p> <p>工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要がsると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>約款第13条第2項もしくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部</p>	<p>標準1篇 1-1-3</p> <p>標準1篇 1-1-18</p> <p>標準1篇 1-1-41 建 1.1.3</p> <p>約款第16条 標準1篇 1-1-9</p> <p>約款第13条 約款第14条</p> <p>標準1篇 1-1-21 建 1.1.4</p> <p>約款第14条</p> <p>標準1篇 1-1-22 建 1.5.7</p> <p>標準1篇 1-1-20 建 1.3.8</p> <p>約款第17条</p>
--	--	--

<p>(9) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し</p>	<p>分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p> <p>設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。</p> <p>前項の確認の結果、品質又は規格もしくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当部署等と打合せのうえ引渡し等の措置をとる。</p>	<p>約款第 1 5 条</p> <p>標準 1 篇 1-1-18</p>
<p>(10) 低入札落札工事の対応</p>	<p>低入札価格調査制度調査対象となり落札した工事については、下記対応とする。</p> <p>重点監督業務として、疎漏工事・手抜き工事の監視を強化する。</p> <p>使用材料の品質等の確認を強化する。</p> <p>段階確認及び施工状況の把握の実施頻度を増やし徹底を図る。</p>	
<p>3 円滑な施工の確保</p>		
<p>(1) 地元対応</p>	<p>地元住民等からの工事に対する苦情・要望などに対し必要な措置を行う。</p>	<p>標準 1 篇 1-1-41 建 1.3.7</p>
<p>(2) 関係機関との協議・調整</p>	<p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</p>	<p>標準 1 篇 1-1-41 建 1.1.3</p>
<p>4 その他</p>		
<p>(1) 現場発生品の処理</p>	<p>工事現場における発生品について、規格・数量等を確認しその処理方法について指示する。</p>	<p>標準 1 篇 1-1-19 建 1.3.8</p>
<p>(2) 臨機の処理</p>	<p>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対し臨機の措置を求める。</p>	<p>約款第 2 6 条</p>
<p>(3) 事故等に対する措置</p>	<p>事故が発生した時は、速やかに状況を調査し上司に報告する。あわせて契約担当部署にも報告する。</p> <p>また、必要があると認められるときは、請負者に対し二次災害防止の措置を求める。</p>	<p>標準 1 篇 1-1-35</p>
<p>(4) 工事成績の評定</p>	<p>工事完成のとき請負工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。</p>	
<p>(5) 工事完成検査等の立会</p>	<p>工事の完成、既済、部分引渡し、中間技術検査の各段階において工事の検査に立会いを行う。</p>	<p>標準 1 篇 1-1-25 標準 1 篇 1-1-26 標準 1 篇 1-1-27</p>
<p>(6) 検査日の通知</p>	<p>工事検査に先立って請負者に対して検査日を通知する。</p>	<p>建 1.6.1~2</p>

別表1（土木）

指定材料の品質確認一覧表

区 分	確 認 材 料 名	摘 要
鋼材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材 （ポストテンション）	
	鋼製杭及び鋼矢板	仮設材は除く
	大型フトン籠・タイロッド	
セメント及び 混和材	セメント	JIS 製品以外
	混和材	
セメント コンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	県土木部指定以外 県農地部指定以外 JIS 製品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS 製品以外
塗料	塗装一般	
その他	レディーミクストコンクリート	JIS 製品以外
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く
	場所打ち杭用 レディーミクストコンクリート	JIS 製品以外
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	薬剤	
	マット	（漁港）
	捨石	（漁港）
	現場発生品	

1 本表で日本下水道協会規格（JIWAS）製品は JIS 製品に準じて扱う。

2 上表のほか特殊な製品は監督員が指定し、確認する。

（監督行為：請負者が外観及び品質規格証明等を照合して確認した資料に基づき、監督員が確認を行う。）

別表2（土木）

段階確認（1）

種 別	細 別	確認時期	確認事項	確認の程度	
指定仮設		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事	
河川土工 海岸土工 砂防土工 道路土工	いずれも掘削工	土（岩）質の 変化した時	土（岩）質、 変化位置	1回 / 土（岩）質の変 化ごと	
道路土工 （路床盛土工） 舗装工 （下層路盤）		ブルーフローリング 実施時	ブルーフローリング 実施状況	1回 / 1工事	
表層安定処理		表層安定処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、 延長、施工厚	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
		置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長置 換え厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長厚 さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m	
パーチカル ドレーン工	サンドドレーン 袋詰式 サンドドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料 打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	
		施工完了後	施工位置 杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	
締固め改良土	サンドコンパクショ ンパイル	施工時	使用材料、打込み長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	
		施工完了時	基準高、施工位置 杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌	施工時	使用材料 深度	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	
	セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工完了時	基準高、位置、間隔 杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本	
	薬液注入	施工時	使用材料、深度 注入量	一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本	
矢板工 （仮設を除く）	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接 部の適否	試験矢板 + 一般：1回 / 150枚 重点：1回 / 100枚	
		打込完了時	基準高、変位		
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接 部の適否	試験矢板 + 一般：1回 / 75本 重点：1回 / 50本	
		打込完了時	基準高、変位		
既成杭工	既成コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接 部の適否、杭の支持力	試験矢板 + 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本	

別表2（土木）

段階確認（2）

種 別	細 別	確認時期	確認事項	確認の程度
既成杭工	既成コンクリート杭 鋼管杭 H 鋼杭	打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		掘削完了時(中掘杭)	掘削長さ、 杭の先端土質	
		施工完了時(中掘杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
場所打杭	リバース杭 オールケーソン杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/ 1構造物 重点：60%程度/ 1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、 杭径	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
深礎杭		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の 変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回/3本 重点：全数
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書 との対比	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回/3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回/3本 重点：全数
オープンケーソン基礎工		鉄沓据付完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物
		本体設置前(オ-ブ ンケーソン)	支持層	
		掘削完了時		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の 変化毎
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書 との対比	1回/1ロット
鋼管井筒基礎工		打込み時	使用材料、長さ、溶 接部の適否、支持力	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込み完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
置換え工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長 置換え長さ、支持地盤	1回/1構造物

別表 2 (土木)

段階確認 (3)

種 別	細 別	確認時期	確認事項	確認の程度
砂防ダム		法線掘削完了時	法泉設置状況	1回 / 1法泉
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回 / 1工事
	基礎工、根固め工	設置完了時	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回 / 1工事
重要構造物 函渠工 (樋門、樋管含む) 躯体工(橋台)RC 躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC 擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎
		床掘掘削完了時	支持地盤 (直接基礎)	1回 / 1構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般: 30%程度 / 1構造物 重点: 60%程度 / 1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回 / 1構造物
躯体工 RC 躯体工		沓座の位置決定前	沓座の位置	1回 / 1構造物
床版工		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般: 30%程度 / 1構造物 重点: 60%程度 / 1構造物
鋼橋		仮組立完了時(仮組立が省略となる場合を除く)	キャンパー、寸法	一般: 重点: 1回 / 1構造物
ポストテンション T (I) 桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 プレビーム桁製作工 PC ホロースラブ製作工 PC 床版桁製作工 PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁製作工 PC 押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般: 5%程度 / 総ケーブル数 重点: 10%程度 / 総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般: 10%程度 / 総ケーブル数 重点: 20%程度 / 総ケーブル数
		PC 鋼管・鉄筋組立完了時(工場製作を除く)	使用材料、設計図書との対比	一般: 30%程度 / 1構造物 重点: 60%程度 / 1構造物
築堤・護岸工		法泉設置完了時	法泉設置状況	1回 / 1法線

別表2（土木）
段階確認（4）

種 別	細 別	確認時期	確認事項	確認の程度
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、 変化位置	1回/土（岩）質の変 化毎
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変更時）	吹付けコンクリート 厚、ロックボルト打ち 込み本数及び長さ	1回/支保工変更毎
トンネル覆工		施工時（構造の変化 時）	設計図との対比	1回/構造物の変化 毎
トンネル インバート工		鉄筋組立完了時	設計図との対比	1回/構造物の変化 毎
管渠開削		埋戻し前	不可視部分の出来形 （基準高、中心線偏 位）	1回/1スパン （マンホール間）
管渠推進		推進中	基礎高、中心線偏位	1回/1スパン
床掘工（漁港）		掘削完了後	床掘り区域内の水深 （底面・法面）	適宜
基礎工（漁港）	均し	均し完了時	延長、天端幅 均し面高さ出来形図	1回/1工事
ケーソン（漁港）		鉄筋組立完了時	施工状況の適否（設計 図との対比、継手構造 品質等）使用材料	20%程度
裏理工（漁港）		裏理完了時	地盤高、使用材料	適宜
汚濁防止幕（漁港）		設置完了時	使用材料、施工状況の 適否（構造図との対 比）	1回/1工事
控工（漁港）	タイ材	定着ナット締付状況	締付状況	1回/1工事

1 表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容及び実施状況等を勘案の上設定することとする。

なお、1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設ごと、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）ごととする。

・一般監督：重点監督以外の工事

・重点監督：下記の工事

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

ロ 施工条件が厳しい工事

ハ 第三者に対する影響のある工事

ニ その他

2 段階確認は上表のほか監督員が必要と認める重要なもの及び特殊な工法については指示することが出来る。

別表3（土木）

施工状況把握一覧表

施工状況把握（1）

種 別	細 別	把握時期	把握事項	把握の程度
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/構造物 重点：1回/1ロット
場所打ち杭		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/構造物 重点：1回/1ロット
重要構造物 函渠工 （樋門、樋管を含む） 躯体工（橋台） RC躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/構造物 重点：1回/1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/構造物 重点：1回/1ロット
ポストテンションT（I）桁製作工 プレビューム桁製作工 PC版桁製作工 PC方持箱桁製作工 PC押し出し箱桁製作工		コンクリート打設時 （工場製作を除く）	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/構造物 重点：1回/1ロット
トンネル工		施工時 （支保工変更時）	施工状況	1回/支保工変更毎
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し・転圧時	使用材料、敷均し、締め状況	一般：1回/1工事 重点：2～3回/1工事
舗装工	路盤、表層、基層	舗装時	使用材料、敷均し、締め状況、天候、気温、舗設温度	一般：1回/1工事 重点：1回/3000㎡
塗装工		清掃・錆落とし状況	清掃、錆落とし状況	回/1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事

別表3（土木）
 施工状況把握（2）

種 別	細 別	把握時期	把握事項	把握の程度
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、締固め状況	1回 / 1工事
管渠開削工		埋戻し時	敷均し、締固め状況	1回 / 1工事
管渠推進		推進中	施工状況、土質状況	1回 / 1スパン
浚渫工（漁港）		浚渫施工時	船種、環境保全状況	1回 / 1工事 1回 / 1月
床掘工（漁港）		床掘施工時	施工機械、土質、置換え材	1回 / 1工事
ケーソン（漁港）		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温、	1回 / 1構造物
埋立工（漁港）		敷均し転圧時	均し、締固め状況、使用材料	一般：1回 / 1工事 重点：2～3回 / 1工事
裏理工（漁港）		裏理施工時	均し、シート施工状況 使用材料	1回 / 1工事

表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案の上これを最小限として設定することとする。

- ・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設ごと、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）ごととする。
- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ その他

重点監督

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増すこととし、工事の重要度に応じた監督とする。尚、対象工事は下記のイ～二のとおりとする。

- イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事（対象工事のみ）
 - ・標準歩掛りのない新工法を用いた工事
 - ・その他にこれらに類する工事（歩掛り調査工事他）
- ロ 施工条件が厳しいところ
 - ・鉄道又は現道場及び、最大支間100m以上の橋梁工事
 - ・掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事
 - ・鉄道・現道等重要構造物の近接工事
 - ・砂防ダム（堤高30m以上）
 - ・軟弱地盤上での構造物
 - ・場所打ちPC橋
 - ・共同溝工事
 - ・躯体高30m以上のハイピア
- ハ 第三者に影響ある工事
 - ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
 - ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
 - ・河川堤防と同時の機能の仮締め切りを有する工事
- ニ その他
 - ・一般競争入札の工事
 - ・低入札の工事

別紙 1

標準仕様書第1篇1-1-5第1項のただし書の取扱いは次のとおりとする。

- 1 「簡易な工事」とは、設計金額が500万未満の工事とする。
ただし、次に掲げる工事のいずれかに該当するものは除くものとする。
 - (1) 指定工法、指定仮設のある工事
 - (2) 施工時期及び交通量を考慮し、一般交通に対し影響の大きい工事
 - (3) 振動、騒音等公衆災害のおそれのある工事
- 2 「緊急を要する工事」とは、災害時の応急処理工事又は災害防止対策のために緊急に対応する必要がある工事とする。

仮設・施工方法等の指定及び任意について

1 定義

・「指定」とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書に明示された仮設、施工方法等を設計図書どおりに行わなければならないものをいう。

・「任意」とは、工事目的物を施工するにあたり、請負者の責任において、自主的に施工できるものをいう。

2 指定及び任意の考え方

・約款第1条第3項に「仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める」とあり、積算基準を根拠とした指導は請負者の任意性を損なうこととなる。

・したがって、指定仮設及び任意の考え方とこれらに対する設計変更の取扱いは、下表によるものとする。

		指 定	任 意	備 考
設計図書		仮設、施工方法などを設計図書に具体的に明示したものとする	仮設、施工方法について、図面等で示さないもの	
建設機械の種類及び規格		騒音、振動規正法に関する機械及び特記仕様書で指定したもの	左の規約以外すべて任意	積算基準により計上した機種規格は「指定」とはならない
工事標識等安全施設費		特記仕様書等で指定した交通指導員及び当該工事場所に特別に指定したもの	左以外のものは、請負者の任意	
施工方法の変更		発注者の指示又は承諾が必要	請負者の任意	
設計変更の取扱い	施工内容の変更がある場合の変更	設計変更する	設計変更しない	約款第19条に関する設計変更
	当初設計に示した条件の変更	設計変更する	設計変更しない	約款第18条に関する設計変更

3 指定としての許容事例

指定仮設として、図示した仮切又は土留鋼矢板 9 m に対し、請負者が 10 m のリース鋼矢板を使用した場合、目的を達成しているので許容するものとする。ただし、設計変更は行わない。

品質証明

1 書類の目的

一般の製品と違い契約前に品質を確認できない土木構造物の特殊性及び製造物責任法（PL法）等にみられる供給者（製造業、施工者等）の自己責任強化の社会的動向から、公共工事においても、請負者自らがいままで自主的に実施してきた社内検査を品質証明するための書類。

（土木工事標準仕様書第1篇1-1-24）

2 対象工事

請負額3億円以上の工事及び市長が必要と認める工事

3 実施内容

（1）施工計画書の確認

施工計画書作成時に安全、工程及び品質確保のための施工方法、品質証明が出来る品質管理方法等について確認する。

安全管理	安全に関する組織、緊急時の体制及び連絡体制の確認
施工方法	品質に係る施工方法の確認
施工管理計画	設計図書等に規定された品質が確保できるか確認
・工程管理	計画工程が無理なく実施可能か確認
・品質管理	品質管理基準に基づいて品質試験項目、試験方法、試験頻度等の確認
・出来形管理	出来形管理基準に基づいて測定位置、測定頻度等の確認
・写真管理	写真撮影要領に基づいて撮影項目、撮影時期、撮影頻度、提出頻度等の確認

（2）施工実態の確認

現場の施工（事前測定の測定結果の照査も含む）及び安全、工程、品質が施工計画書と同様の方法で行われているか関係資料等で確認する。

現場が設計図書どおりの品質、出来形が確保されているかを、施工管理資料等により確認

臨場確認を必要とする場合及び関係資料等で確認した結果、不可解な点がある場合、臨場して確認

（3）検査の事前確認

検査職員が行う検査の事前に、現場が設計図書どおりの品質（出来形も含む）が確保されていることを関係資料等で確認する。

施工段階で作成されたすべての資料を対象に確認

4 品質確認の証明方法

- ・品質確認を行った項目については、検査時に下記の品質証明書を提出する。
- なを、品質証明表（チェックリスト）については各社の様式とする。

5 提出時期・部数

- ・検査時に提出する
- ・正1部

品質証明員届

- 1 施工計画書作成時及び工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既成部分、臨時検査）の事前に、契約書及び関係図書に基づき、品質確認を行う者の氏名を明らかにするための書類。（土木工事標準仕様書第1篇1-1-24）
- 2 留意事項その他

品質証明は、当該工事に従事していないもので下記資格者
 10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士または1級建設機械施工管理技士の資格を有する者。
 （造園工事については、1級造園施工管理技士。電気工事については、1級電気工事施工管理技士の資格を有する者。）
 ただし、監督員の承認を得た場合は、この限りでない。
- 3 様式

下記様式のとおり

（様式）

記入例

品質証明員届	
平成 年 月 日付をもって請負契約を締結した	工事の品質証明員
を下記のとおり定めたので、資格及び経歴を添えて通知します。	
記	
品質証明員	生年月日 昭和 年 月 日
	平成 年 月 日 現場代理人
主任監督員	様
資格及び経歴	
1 年 月 日	} 法資格 10年以上の現場監督が 判断できる記載内容とする。
1 年 月 日	
1 年 月 日	
1 年 月 日	
1 年 月 日	
A4版 縦	

注：資格者証の写しを添付すること。